



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

### ○ 告示

133	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課).....	1
134	〃	( 〃 ).....	1
135	救急病院の認定	(医務課).....	2
136	南紀用水土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課).....	2
137	県営土地改良事業計画の決定	( 〃 ).....	3
138	保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在の不明	(森林整備課).....	4
139	保安林の指定の解除	( 〃 ).....	4
140	保安林の指定	( 〃 ).....	4
141	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	( 〃 ).....	5
142	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	5
143	〃	( 〃 ).....	5
144	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6

### ○ 選挙管理委員会告示

8	令和3年和歌山県選挙管理委員会告示第78号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）の訂正	.....	6
---	--	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011400730	短期入所 海南下津町	海南市下津町丸田13-1	短期入所（併設型）	身体障害者 知的障害者 精神障害者	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	令和4.2.1

### 和歌山県告示第134号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日

3021400 506	ソーシャルインクルーホーム海南下津町	海南市下津町丸田13-1	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者	ソーシャルインクルー株式会社	東京都品川区南大井六丁目25番3号	令和 4.2.1
----------------	--------------------	--------------	--------	-------------------------	----------------	-------------------	-------------

## 和歌山県告示第135号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 有田市立病院
- 2 所在地 有田市宮崎町6
- 3 有効期限 令和7年2月6日

## 和歌山県告示第136号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、南紀用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 退任した役員（令和4年1月19日退任）

職名	氏名	住所
理事	松川嘉之	日高郡みなべ町東岩代614番地1
理事	萩野幸一	日高郡みなべ町埴田1717番地
理事	山崎義秋	田辺市芳養町1881番地
理事	二葉美智子	日高郡みなべ町東本庄1737番地37
理事	田中秀章	田辺市秋津町189番地の2
理事	久保賢一	日高郡みなべ町東本庄284番地
理事	岩本進	日高郡みなべ町西本庄132番地
理事	池添美久仁	日高郡みなべ町西本庄1127番地
理事	大久保博司	日高郡みなべ町谷口604番地1
理事	上田貴吉	日高郡みなべ町筋228番地
理事	武田光央	日高郡みなべ町徳蔵229番地内第1
理事	大西巖	日高郡みなべ町晩稲1429番地
理事	吉本啓次	日高郡みなべ町晩稲612番地
理事	團栗敏夫	日高郡みなべ町熊岡120番地
理事	前田信治	日高郡みなべ町気佐藤413番地
理事	形部榮一	日高郡みなべ町山内852番地
理事	中井清次	日高郡みなべ町西岩代1580番地
理事	橋本謙治	田辺市上芳養537番地の1
理事	尾鼻秀一	田辺市中芳養99番地
理事	谷口文治	田辺市稲成町1292番地の1
理事	中山純一郎	田辺市上秋津38番地の1
監事	寺柿利彦	日高郡みなべ町西岩代1203番地
監事	岸本秀二	田辺市芳養町3857番地の1
監事	山崎智弘	日高郡みなべ町東本庄1618番地

## 2 就任した役員（令和4年1月20日就任）

職名	氏名	住所
理事	坂本国之	日高郡みなべ町東本庄272番地
理事	寺西克仁	日高郡みなべ町西本庄794番地2
理事	大久保欽一朗	日高郡みなべ町谷口613番地
理事	檜山嘉行	日高郡みなべ町筋341番地
理事	森理晃	日高郡みなべ町徳蔵234番地2
理事	嵯山真寛	日高郡みなべ町晩稲758番地
理事	木下佳英	日高郡みなべ町晩稲303番地1
理事	関本卓也	日高郡みなべ町熊岡104番地
理事	前田信治	日高郡みなべ町気佐藤413番地
理事	萩野幸一	日高郡みなべ町埴田1717番地
理事	谷口由紀夫	日高郡みなべ町山内455番地
理事	廣村勝利	日高郡みなべ町東岩代1106番地
理事	中井清次	日高郡みなべ町西岩代1580番地
理事	村上達人	田辺市上芳養532番地の2
理事	尾鼻秀一	田辺市中芳養99番地
理事	峯康夫	田辺市芳養町2176番地
理事	谷口文治	田辺市稲成町1292番地の1
理事	畔田義久	田辺市上秋津27番地の2
理事	松川嘉之	日高郡みなべ町東岩代614番地1
理事	二葉美智子	日高郡みなべ町東本庄1737番地37
監事	松本誠司	日高郡みなべ町東本庄1495番地
監事	鳥山晃弘	田辺市芳養町3655番地
監事	辻村博明	日高郡日高町大字萩原547番地の1

## 和歌山県告示第137号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業大池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年2月9日から同年3月10日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局農林水産振興部農地課及び印南町建設課

---

**和歌山県告示第138号**

令和4年和歌山県告示第2号（以下「告示第2号」という。）で告示した保安林の指定の解除予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

小林あや子

2 解除予定保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び解除の理由

告示第2号のとおり

---

**和歌山県告示第139号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字小ノ向イ1352の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**和歌山県告示第140号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 西牟婁郡すさみ町佐本西野川字上東平382

2 指定の目的 水源の<sup>かん</sup>涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁

振興局農林水産振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**和歌山県告示第141号**

令和4年和歌山県告示第24号（以下「告示第24号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を有田川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方  
上西岩雄  
田中茂樹  
中西作治
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第24号のとおり

**和歌山県告示第142号**

和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県伊都郡九度山町
- 2 調査を行った時期  
平成31年4月1日から令和3年3月9日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県伊都郡九度山町大字東郷の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年1月28日

**和歌山県告示第143号**

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和4年2月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期  
平成30年4月1日から令和2年3月27日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域  
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区
- 5 認証年月日  
令和4年1月28日

和歌山県告示第144号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。  
令和4年2月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3572	紀の川市桃山町元字小路43 6番の一部、里道	和歌山市黒田一丁目2番17 号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 4.1.27	6.00	52.97

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による令和3年10月31日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和3年和歌山県選挙管理委員会告示第78号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

令和4年2月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

令和3年和歌山県選挙管理委員会告示第78号における収支報告書の要旨のうち、和歌山県第1区候補者岸本周平の第1回報告分の収入の欄中

「国民民主党和歌山県第一区総支部 政党支部 20,000,000円」を  
 「国民民主党和歌山県第一区総支部 政党支部 16,833,344円」に、  
 「今回計 20,043,992円」を「今回計 16,877,336円」に、  
 「総計 20,043,992円」を「総計 16,877,336円」に訂正する。